

沿岸広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年4月10日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字下大股72番6地先から字里古屋4番1地先まで	新	B 67.0~14.0 m	m 1,483.2
	旧	A 30.0~7.8	1,513.5
		B 67.0~14.0	1,483.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成24年4月10日から同年5月10日まで